

令和6・7年度入札参加資格者 指名停止業者一覧

資産管理課 契約係

| 決定日 | 指名停止業者名 | 指名停止期間等 | | 適用条項 | 備考(指名停止理由等) | |
|----------|---------------------------|---------|-----|------------|--|---|
| R6.11.26 | アイリスチトセ(株) | 期間 | 始期 | 令和6年11月26日 | 第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為) | アイリスチトセ株式会社は、少なくとも北海道札幌市内ほか5件の工事において、監理技術者を配置していなかったこと等により、令和6年7月26日に宮城県から建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けた。 |
| | 代表者 大山 紘平 | | 終期 | 令和6年12月25日 | | |
| | 宮城県仙台市青葉区北目町1番13号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R6.10.8 | 日本トータルテレマーケティング(株) | 期間 | 始期 | 令和6年10月8日 | 第2条第1項別表第2第10項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者の元使用人は、京都府京都市が発注した新型コロナワクチン接種コールセンター業務において、令和4年9月分の人件費を過大請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、令和6年6月11日、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕された。 |
| | 代表者 境 千春 | | 終期 | 令和6年11月7日 | | |
| | 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R6.10.2 | (株)橋本組 | 期間 | 始期 | 令和6年10月2日 | 第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為) | 株式会社橋本組が受注した焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和6年9月3日付けで国土交通省中部地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けた。 |
| | 代表者 橋本 真典 | | 終期 | 令和6年11月1日 | | |
| | 静岡県焼津市本町二丁目2番1号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R6.6.6 | 名鉄観光サービス(株) | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為) | 左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 |
| | 代表者 岩切 道郎 | | 終期 | 令和6年12月5日 | | |
| | 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 | 月数 | 6か月 | | | |
| R6.6.6 | (株)JTB | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為) | 左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 |
| | 代表者 山北 栄二郎 | | 終期 | 令和6年12月5日 | | |
| | 東京都品川区東品川二丁目3番11号 | 月数 | 6か月 | | | |
| R6.6.6 | 東武トップツアーズ(株) | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例) | 左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 |
| | 代表者 百木田 康二 | | 終期 | 令和6年9月5日 | | |
| | 東京都墨田区押上一丁目1番2号 | 月数 | 3か月 | | | |

| 決定日 | 指名停止業者名 | 指名停止期間等 | | | 適用条項 | 備考(指名停止理由等) |
|---------|------------------------|---------|-----|----------|---|--|
| R6.6.6 | 近畿日本ツーリスト(株) | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例) | 左記業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反を認定された。 |
| | 代表者 瓜生 修一 | | 終期 | 令和6年9月5日 | | |
| | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 | 月数 | 3か月 | | | |
| R6.6.6 | コンパスグループ・ジャパン(株) | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例) | 左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から違反を認定された。 |
| | 代表者 石田 隆嗣 | | 終期 | 令和6年9月5日 | | |
| | 東京都中央区築地五丁目5番12号 | 月数 | 3か月 | | | |
| R6.6.6 | 葉隠勇進(株) | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項(指名停止の期間の特例) | 左記業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 |
| | 代表者 大隈 太嘉志 | | 終期 | 令和6年9月5日 | | |
| | 東京都港区芝四丁目13-3PMO田町東10F | 月数 | 3か月 | | | |
| R6.5.24 | 太陽有限責任監査法人 | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為)及び第4条第8項(指名停止の期間の特例) | 左記法人の社員は、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基づく業務改善命令等の行政処分を受けた。 |
| | 代表者 山田 茂善 | | 終期 | 令和6年9月5日 | | |
| | 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 | 月数 | 3か月 | | | |
| R6.5.24 | (株)デンソー | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者は、「車両用クレベリン」と称する役務に係る表示について、優良誤認が認められたことにより、令和6年3月13日に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令の行政処分を受けた。 |
| | 代表者 林 新之助 | | 終期 | 令和6年7月5日 | | |
| | 愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地 | 月数 | 1か月 | | | |
| R6.3.14 | 大成建設(株) | 期間 | 始期 | 令和6年6月6日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上の上の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の諏訪労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで同報告書を提出せず、左記業者の使用人も報告の遅延に関与したとして労働安全衛生法違反により起訴され、令和6年3月26日付けで諏訪簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 |
| | 代表者 相川 善郎 | | 終期 | 令和6年7月5日 | | |
| | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | 月数 | 1か月 | | | |

| 決定日 | 指名停止業者名 | 指名停止期間等 | | 適用条項 | 備考(指名停止理由等) | |
|---------|----------------------------|---------|-----|-----------|-------------------------------|---|
| R6.3.14 | 竹内建設(株) | 期間 | 始期 | 令和6年3月14日 | 第2条第1項別表第2第2項第1号(贈賄) | 左記業者の代表取締役は、千葉県発注工事において、令和6年2月28日に千葉県職員に対する贈賄の容疑で逮捕された。 |
| | 代表者 竹内 一雅 | | 終期 | 令和6年9月13日 | | |
| | 千葉県印西市原一丁目1番地5 | 月数 | 6か月 | | | |
| R6.3.5 | (株)水戸京成百貨店 | 期間 | 始期 | 令和6年3月5日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者の当時の代表者は、令和2年5月に従業員の出勤日を休業日扱いにするなど勤務データの改ざんを指示し、国の雇用調整助成金を申請し約1億3,300万円をだまし取ったとして、令和6年1月18日、詐欺容疑で茨城県警察本部に逮捕され、水戸地検により2月7日に水戸地裁へ起訴された。 また、株式会社水戸京成百貨店の当時の代表者は、令和2年6月から7月の時期にも国の雇用調整助成金を約6200万円詐取したとして詐欺容疑で茨城県警察本部に再逮捕された。 |
| | 代表者 谷田部 亮 | | 終期 | 令和6年4月4日 | | |
| | 茨城県水戸市泉町一丁目6番1号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R6.3.5 | 損害保険ジャパン(株) | 期間 | 始期 | 令和6年3月5日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者は、株式会社ビッグモーターの自動車保険金に係る不正請求への対応に関し、令和6年1月25日に金融庁から保険業法に基づく業務改善命令の行政処分を受けた。 |
| | 代表者 白川 儀一 | | 終期 | 令和6年4月4日 | | |
| | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R6.3.5 | (株)麦島建設 | 期間 | 始期 | 令和6年3月5日 | 第2条第1項別表第2第6項(公契約関係競売等妨害又は談合) | 左記業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年11月14日に罰金50万円の略式命令を受けた。 |
| | 代表者 麦島 悦司 | | 終期 | 令和6年9月4日 | | |
| | 愛知県名古屋市中区鶴舞2丁目19番10号 | 月数 | 6か月 | | | |
| R6.1.31 | (株)千葉エレク | 期間 | 始期 | 令和6年1月31日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者の代表者は、千葉県住宅供給公社の職員と共謀し、令和元年12月から令和2年3月までの間、同公社から受注した5工事を巡り増幅器を設置したと装った虚偽の書類を提出し、同公社から現金計約130万円をだまし取ったとして、令和5年12月6日、詐欺容疑で千葉県警察本部に逮捕された。 |
| | 代表者 越智 洋介 | | 終期 | 令和6年2月29日 | | |
| | 千葉県千葉市若葉区千城台東二丁目39番1号910号室 | 月数 | 1か月 | | | |
| R6.1.31 | 竹内建設(株) | 期間 | 始期 | 令和6年1月31日 | 第2条第1項別表第2第2項第1号(贈賄) | 左記業者の代表取締役は、千葉県発注工事において、令和6年1月10日に千葉県職員に対する贈賄の容疑で逮捕された。 |
| | 代表者 竹内 一雅 | | 終期 | 令和6年7月30日 | | |
| | 千葉県印西市原一丁目1番地5 | 月数 | 6か月 | | | |

| 決定日 | 指名停止業者名 | 指名停止期間等 | | 適用条項 | 備考(指名停止理由等) | |
|----------|----------------------|---------|-----|------------|-------------------------------|---|
| R5.12.28 | (株)久米設計 | 期間 | 始期 | 令和5年12月28日 | 第2条第1項別表第2第6項(公契約関係競売等妨害又は談合) | 左記業者の九州支社社長は、宮崎県串間市が令和5年4月に実施した市消防庁舎新築設計業務に係る指名競争入札を巡り、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害容疑で宮崎県警察本部に逮捕された。 |
| | 代表者 藤澤 進 | | 終期 | 令和6年6月27日 | | |
| | 東京都江東区潮見二丁目1番22号 | 月数 | 6か月 | | | |
| R5.12.28 | (株)タクマ | 期間 | 始期 | 令和5年12月28日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者は、東京二十三区清掃一部事務組合より受託していた同組合葛飾清掃工場の設備保守管理業務の一環として、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に、同工場内の搬送用コンベアへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設置せずに、同作業を行わせ、同社員を負傷(右腕欠損)させた。この事故について、労働安全衛生法第20条違反の疑いで令和4年9月21日付けで向島労働基準監督署から書類送検され、令和5年8月10日付けで東京区検察庁から起訴、同年8月29日付けで東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 |
| | 代表者 南條 博昭 | | 終期 | 令和6年1月27日 | | |
| | 兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.9.6 | 西武建設(株) | 期間 | 始期 | 令和5年9月6日 | 第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為) | 左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことから、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| | 代表者 佐藤 誠 | | 終期 | 令和5年10月5日 | | |
| | 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.9.6 | 西武造園(株) | 期間 | 始期 | 令和5年9月6日 | 第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為) | 左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。 このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことから、工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。 |
| | 代表者 大嶋 聡 | | 終期 | 令和5年10月5日 | | |
| | 東京都豊島区長崎五丁目1番34号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.9.6 | 近畿日本ツーリスト(株) | 期間 | 始期 | 令和5年9月6日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 左記業者の使用人は、令和5年3月末まで静岡県掛川市及び同県焼津市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年7月18日、詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕された。 |
| | 代表者 高浦 雅彦 | | 終期 | 令和5年10月5日 | | |
| | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 | 月数 | 1か月 | | | |

| 決定日 | 指名停止業者名 | 指名停止期間等 | | 適用条項 | 備考(指名停止理由等) | |
|---------|---------------------------|---------|-----|------------|---|---|
| R5.7.25 | 津川興業(株) | 期間 | 始期 | 令和5年7月25日 | 第2条第1項別表第1第5項(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) | 当該業者は、令和5年7月3日、我孫子市発注の「若松第4排水区(4工区)雨水管布設工事」において、鋼矢板打設欠損部における補助地盤改良工事(薬液注入)を施工するため、注入ロッドを地中に挿入し削孔した際、本来であれば、ガス管を露出させて位置を確認してから施工するべきところ、それを怠ったことにより、埋設されているガス本管(PE管φ50mm)を損傷させた。また、このことにより3件の家屋に対しガス供給の支障が生じた。 |
| | 代表者 津川 勝彦 | | 終期 | 令和5年8月24日 | | |
| | 我孫子市我孫子新田20番地 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.7.11 | 近畿日本ツーリスト(株) | 期間 | 始期 | 令和5年7月11日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該業者の使用人が、東大阪市が発注した新型コロナウイルスワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を増加するなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年6月15日、詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕された。 |
| | 代表者 高浦 雅彦 | | 終期 | 令和5年8月10日 | | |
| | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.7.11 | (株)千葉銀行 | 期間 | 始期 | 令和5年7月11日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該業者は、顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債購入へ誘引している状況並びに内部管理態勢が不十分な状況であったことにより、令和5年6月23日に財務省関東財務局から金融商品取引法に基づく業務改善命令の行政処分を受けた。 |
| | 代表者 米本 努 | | 終期 | 令和5年8月10日 | | |
| | 千葉市中央区千葉港1番2号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.6.22 | ちば東葛農業協同組合 | 期間 | 始期 | 令和5年6月22日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該組合は、農業協同組合法第97条第12号等に基づく県への届出を行わず、不祥事の隠蔽が行われたこと等により、令和5年5月19日に千葉県から同法に基づく業務改善命令の行政処分を受けた。 |
| | 代表者 高橋 一雄 | | 終期 | 令和5年7月21日 | | |
| | 柏市高田362番地 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.6.15 | 関西電力(株) | 期間 | 始期 | 令和5年6月15日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該業者は、小売電気事業者間の競争に大きな影響を及ぼす顧客情報等を顧客対応のみならず営業活動においても利用していたこと等により、令和5年4月17日に経済産業省から電気事業法に基づく業務改善命令の行政処分を受けた。 |
| | 代表者 森 望 | | 終期 | 令和5年7月14日 | | |
| | 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.6.15 | 九電みらいエナジー(株) | 期間 | 始期 | 令和5年6月15日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項 | 当該業者は、関西電力管内等に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 |
| | 代表者 水町 豊 | | 終期 | 令和5年9月14日 | | |
| | 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号KMGBビル | 月数 | 3か月 | | | |
| R5.6.15 | 関西電力(株) | 期間 | 始期 | 令和5年6月15日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項 | 当該業者は、関西電力管内等に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 |
| | 代表者 森 望 | | 終期 | 令和5年9月14日 | | |
| | 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号 | 月数 | 3か月 | | | |
| R5.6.15 | アルフレッサ(株) | 期間 | 始期 | 令和5年6月15日 | 第2条第1項別表第2第4項(独占禁止法違反行為)並びに第4条第2項第2号及び同条第3項 | 当該業者は、独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。 |
| | 代表者 福神 雄介 | | 終期 | 令和5年12月14日 | | |
| | 東京都千代田区内神田一丁目12番1号 | 月数 | 6か月 | | | |

| 決定日 | 指名停止業者名 | 指名停止期間等 | | 適用条項 | 備考(指名停止理由等) | |
|---------|--------------------|---------|-----|-----------|---------------------------|--|
| R5.5.29 | (株)フソウ | 期間 | 始期 | 令和5年5月29日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該業者の使用人ら(うち1名は当時取締役)は、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行った。なお、贈賄の公訴時効(3年)が成立している。 |
| | 代表者 角 尚宣 | | 終期 | 令和5年8月28日 | | |
| | 香川県高松市郷東町792番地8 | 月数 | 3か月 | | | |
| R5.5.22 | (株)フジタ | 期間 | 始期 | 令和5年5月22日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該業者の従業員は、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3)宿舎新設建築工事(その1)」において、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 |
| | 代表者 奥村 洋治 | | 終期 | 令和5年6月21日 | | |
| | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.5.22 | (株)パイオニア | 期間 | 始期 | 令和5年5月22日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該業者は、我孫子市が発注した令和5年4月24日開札の「送迎バス事業にかかる傷害保険業務委託」の入札において、予定価格の範囲内で且つ最も安価な価格で応札したにもかかわらず、入札金額の誤りを理由に契約を辞退した。 |
| | 代表者 川久保 文男 | | 終期 | 令和5年6月21日 | | |
| | 千葉県茂原市七渡3499番地2 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.5.9 | 三菱電機(株) | 期間 | 始期 | 令和5年5月9日 | 第2条第1項別表第2第9項(不正又は不誠実な行為) | 当該業者は、登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行い、また、無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類(点検結果通知書)を事実と異なる内容で免許人へ通知した。総務省関東総合通信局は、電波法第24条の10の規定に基づく業務の停止命令を令和5年3月18日から同年4月16日までの期間で行い、電波法第24条の7第2項の規定に基づく業務の改善命令を行った。 |
| | 代表者 漆間 啓 | | 終期 | 令和5年6月8日 | | |
| | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 | 月数 | 1か月 | | | |
| R5.5.9 | 青木あすなろ建設(株) | 期間 | 始期 | 令和5年5月9日 | 第2条第1項別表第2第8項(建設業法違反行為) | 当該業者は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第2号に認められるとして、国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 |
| | 代表者 辻井 靖 | | 終期 | 令和5年6月8日 | | |
| | 東京都千代田区神田美土代町1番地 | 月数 | 1か月 | | | |